

基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日8構改A第595号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正箇所）

改正後	現 行
<p>平成8年7月31日 8構改A第595号 平成28年4月1日 27農振第2112号 最終改正 令和4年3月31日 3農振第3005号</p>	<p>平成8年7月31日 8構改A第595号 平成28年4月1日 27農振第2112号 最終改正 令和3年3月29日 2農振第3548号</p>
<p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容 本事業は、次に掲げる事業から構成されるものとする。 <u>(1) 一般型</u> 都道府県又は市町村が、基幹水利施設管理強化計画に基づき、公共・公益的な機能が高い基幹水利施設の管理を行う事業とする。 <u>(2) 特別型</u> 都道府県が、公共・公益的な機能が高い基幹水利施設のうち、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼすとともに、関係受益面積の相当部分を占める非農地の浸湛水被害の防止機能を有するものと認められる施設の管理を行う事業とする。</p> <p>第3 基幹水利施設管理強化計画 <u>第2の(1)の基幹水利施設管理強化計画</u>（以下「強化計画」という。）は、次により策定するものとする。 <u>(1) 都道府県知事は、第5の1の(1)及び(2)の要件に該当し、かつ、第5の1の(3)又は(4)のいずれかの要件に該当する基幹水利施設の受益地内にその区域又は地区の全部若しくは一部が存する市町村又は土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）</u>（(2)において、それぞれ「関係市</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 事業内容 本事業は、次に掲げる事業から構成されるものとする。 <u>1 一般型</u> 都道府県又は市町村が、基幹水利施設管理強化計画に基づき、公共・公益的な機能が高い基幹水利施設の管理を行う事業とする。 <u>2 特別型</u> 都道府県が、公共・公益的な機能が高い基幹水利施設のうち、その操作が河川の管理に著しい影響を及ぼすとともに、関係受益面積の相当部分を占める非農地の浸湛水被害の防止機能を有するものと認められる施設の管理を行う事業とする。</p> <p>第3 基幹水利施設管理強化計画 <u>第2の1の基幹水利施設管理強化計画</u>（以下「強化計画」という。）は、次により策定するものとする。 <u>(1) 都道府県知事は、第5の1の(1)から(3)までの要件に該当する基幹水利施設の受益地内にその区域又は地区の全部若しくは一部が存する市町村又は土地改良区等（土地改良区及び土地改良区連合をいう。以下同じ。）</u>（(2)において、それぞれ「関係市町村」、「関係土地改良区等」という。）から要請があり、必要</p>

町村)、「関係土地改良区等」という。)から要請があり、必要があると認めるときは、強化計画の策定のために施設管理強化推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置するものとする。

(2)～(5)(略)

#### 第4 (略)

#### 第5 採択基準

##### 1 一般型

基幹水利施設及び水路であって、(1)及び(2)の要件に該当し、かつ、(3)又は(4)のいずれかの要件に該当するもの(これと一体的に管理する必要のある施設を含む。)を管理の対象とし、かつ、非農地率がおおむね10パーセント以上であるものとする。

- (1) 農林水産大臣により管理を委託されたものであること。
- (2) 一施設ごとの受益面積がおおむね1,000(地盤沈下地帯にあっては500)ヘクタール(畑を受益地とするものにおいて300(地盤沈下地帯にあっては100)ヘクタール)以上であること。
- (3) 別表1に定める施設の規模等に係る要件に該当するものであること。
- (4) 別表2に定めるいずれかの流域治水対策を実施する施設に該当し、強化計画において当該施設を活用した流域治水の取組が位置付けられているものであること。

##### 2 特別型

国営土地改良事業により造成した施設(これに準ずる国有の土地改良施設を含む。)のうちダム、頭首工、排水機場又は防潮水門(関連施設を含む。)であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものを管理の対象とする。

があると認めるときは、強化計画の策定のために施設管理強化推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置するものとする。

(2)～(5)(略)

#### 第4 (略)

#### 第5 採択基準

##### 1 一般型

基幹水利施設及び水路であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当するもの(これと一体的に管理する必要のある施設を含む。)を管理の対象とし、かつ、非農地率がおおむね10パーセント以上であるものとする。

- (1) 農林水産大臣により管理を委託されたものであること。
  - (2) 一施設ごとの受益面積がおおむね1,000(地盤沈下地帯にあっては500)ヘクタール(畑を受益地とするものにおいて300(地盤沈下地帯にあっては100)ヘクタール)以上であること。
  - (3) 別表1に定める施設の規模等に係る要件に該当するものであること。
- (新設)

##### 2 特別型

国営土地改良事業により造成した施設(これに準ずる国有の土地改良施設を含む。)のうちダム、頭首工、排水機場又は防潮水門(関連施設を含む。)であって、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものを管理の対象とする。

- (1) 農林水産大臣により管理を委託されたものであること。
- (2) 一施設ごとの受益面積がおおむね3,000ha以上であること。
- (3) 別表3に定める施設の規模等に係る要件及び浸湛水被害の防止機能に係る要件に該当するものであること。

## 第6 事業の申請

### 1 一般型

都道府県知事は、一般型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が一般型を実施しようとするときは、事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日（令和4年度に限り、令和4年10月末日）までに、第5の1の採択基準に係る事項を記載した書面並びに土地改良事業計画概要書及び強化計画を添付した事業採択申請書を施設ごとに地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

### 2 (略)

## 第7・第8 (略)

## 第9 補助

国は、本事業の実施に要する経費のうち別表4に掲げる事業費につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

## 第10 (略)

## 別表1 一般型における施設の規模等の要件

- (1) 農林水産大臣により管理を委託されたものであること。
- (2) 一施設ごとの受益面積がおおむね3,000ha以上であること。
- (3) 別表2に定める施設の規模等に係る要件及び浸湛水被害の防止機能に係る要件に該当するものであること。

## 第6 事業の申請

### 1 一般型

都道府県知事は、一般型を実施しようとする市町村長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が一般型を実施しようとするときは、事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、第5の1の採択基準に係る事項を記載した書面並びに土地改良事業計画概要書及び強化計画を添付した事業採択申請書を施設ごとに地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

### 2 (略)

## 第7・第8 (略)

## 第9 補助

国は、本事業の実施に要する経費のうち別表3に掲げる事業費につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

## 第10 (略)

## 別表1 一般型における施設の規模等の要件

(略)

別表2 一般型における流域治水対策の要件

<u>流域治水対策の区分</u>	<u>流域治水対策の位置付け</u>
<u>流域治水プロジェクト</u>	<u>流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの</u>
<u>治水協定</u>	<u>治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの</u>
<u>地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画又は協定</u>	<u>地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの</u>

注1 「流域治水プロジェクト」とは、次の各号に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進される「流域治水プロジェクト」をいう。

(1) 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下水事第19号・国水下水第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

(2) 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下水事第38号・国水下水第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

2 「治水協定」とは、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた

(略)

(新設)

基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。

別表3 特別型における施設の規模等の要件

(略)

別表4 国の補助対象経費

(略)

別表2

(略)

別表3

(略)

附 則

- 1 この通知は、令和4年3月31日から施行する。
- 2 この通知による改正前の基幹水利施設管理事業実施要綱（平成8年7月31日8構改A第595号農林水産事務次官依命通知）第7の規定に基づき令和4年3月末日までに採択された地区の取扱いについては、なお従前の例による。